

監 査 報 告 書

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 矢 頭 範 之 殿

平成30年5月7日

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

監 事 伊 藤 佳 江 印

監 事 鯨 井 康 夫 印

監 事 細 田 長 司 印

私ども監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第19会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 業務報告書の提出の遅滞解消は当法人が取り組むべき喫緊の課題といえるが、徐々にではあるが遅滞の解消が認められる。このことは、LSシステムの導入による会員の業務報告の負担軽減や、その他の遅滞解消に向けた取り組みの成果が表れていると認められる。

一方で、なお、業務報告を故意に怠っている会員がいるのも事実であり、これに起因する訴訟が提起されていることは甚だ遺憾である。業務報告制度は、当法人の存在根拠ともいえる根幹の制度であり、有効かつ適正妥当な運用が図られるべきであるが、依然として、この認識に欠ける会員が少なからずいる。このことは、不祥事発生の温床ともなりかねないところから、これが当法人の存在を揺るがしかねない事態である

ことをあらためて認識し、業務報告制度の有用性を高めるとともに、この制度の必要性のさらなる周知徹底を図られたい。これにより、今後の不祥事の防止につながり、ひいては、成年後見制度における当法人の信頼の確保と更なる役割が期待される。

昨年に引き続き、同様の意見を書かざるを得ないことは、誠に遺憾である。

- (3) 成年後見制度の利用促進施策が具体化するにつれ当法人の事業が増大し、業務負担が多くなると思われ、その結果、事業費も増大するものと思われる。当該業務を含め増大する業務に対し、「事務センター」等の創設を含め、当法人の事務負担の在り方を検討する必要がある。また、それに伴う財源確保は、現行の会費制度の見直しと共に早急に検討し、実施する必要がある。

- (4) 事業の拡大等に応じた職員体制の増大等に対応し事務局の移転・拡張が決定した。次年度において当法人の適正な業務に資する事務局体制の構築を期待する。

また、度々指摘されている役員の自己犠牲的執務体制についても、いまだ改善されているとはいいがたい。早急に改善方策を検討し、実施すべきである。

役員構成については、常務理事制の導入により、専務理事の負担軽減に寄与していることが認められるが、導入後の検証を行うとともに、職員の事務担当の適正配置も含めて、今後とも改善を図られたい。また、支部の役員・事務局体制についても、引き続き配慮されたい。

- (5) 支部監査の適正性については、支部監査作成による支部監査チェックリストにより行っているが、それによると概ね適正に行われていると判断することができる。担当役員による日々の経理処理の適正さをさらに徹底されたい。さらに本部・支部の内部統制組織の改善、監査の充実が必要である。

- (6) 遊休財産額の保有上限額に対する割合は法人全体とすると前年度比較では改善されている。一方支部単位では、遊休財産額が保有上限額を大きく上回っている支部と、遊休財産額が極端に少なく資金繰りの問題がある支部が生じている現実が見受けられる。

これは公益法人の財務の在り方として問題がある。この際、小規模支部に配慮しながら、例えば年間経常費用相当額を超える繰越金については単位会からの助成金を除いた金額を、本部会計に繰り入れる等の措置を検討すべきである。

また、今後の方策として、会費収入金額の半分を当該支部に交付している現状を改め、これを適正に配分する方策の検討を進め、速やかに実施すべきである。

- (7) 事業報告書の内容は事実と認めうる。

- (8) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上